

ご意見・ご提案		受付年月日	令和5年 2月 1日
件名	市公共施設の貸出の公開について		
内容	<p>市公共施設の貸出の変更が2月1日から実施ということに驚きました。国の法改訂は5月8日の予定です。いささか時期尚早ではないでしょうか。</p> <p>コロナの扱いが第5類に決定されてからが筋ではないでしょうか。</p>		
回答		回答年月日	令和5年 2月16日
担当部課	健康福祉部 健康推進課		
内容	<p>1月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において、基本的な感染対策の実施を前提にイベント開催制限が廃止されたこと、国の方針が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いを5月8日に5類に引き下げる方向であること、浅口市周辺の自治体においては公共施設利用時の制限が設けられていないことを踏まえ、1月30日に開催した浅口市新型インフルエンザ等対策会議における協議の結果、2月1日から公共施設貸出時の制限を変更することとしました。</p> <p>ただし、施設の利用にあたっては基本的な感染拡大防止対策や、利用後の消毒を実施していただくようお願いしています。ご理解のほど、よろしく申し上げます。</p>		